

平成 22 年 8 月 13 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

石井商事株式会社に「地球温暖化対策加速化支援
無利子融資（利子補給）制度」を活用した融資を実施

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、環境省「地球温暖化対策加速化支援無利子融資（利子補給）制度」（以下、「本制度」）を活用し、石井商事株式会社（代表取締役社長：石井 正明）に対し融資を実施致しました。

本制度により、企業は、財団法人日本環境協会（会長：森蔭 昭夫）より採択を受けた金融機関から、環境格付融資の審査を受けた上で、一定期間内にCO₂排出原単位の改善、またはCO₂排出総量の削減を誓約・達成することを条件として、設備投資への融資利率の 3%を限度（無利子相当を上限）とした利子補給を 3 年間にわたり受けることができます。

今回、石井商事株式会社は、3 年以内に 6%以上のCO₂排出総量を削減するという高い目標を誓約された事により、埼玉県八潮市の鶴ヶ曽根第一工場棟及び事務所等の増設に伴う資金調達に本制度を活用することとなりました。今回の資金調達で新工場棟及び事務所に、セラメタ灯をはじめとする省電力設備や省エネ機械設備を導入することにより、従前対比 10%以上のCO₂排出量の削減を見込んでいます。

なお、同工場には、今回の資金調達とは別に 150kwh 規模の太陽光発電システムを設置予定であり、積極的に環境負荷低減に取り組まれています。

三井住友銀行では、本業を通じ、環境配慮を進める企業の活動を支援して参ります。



写真：八潮工場第一工場棟（完成予想図）

以 上

(別紙)

<地球温暖化対策加速化支援無利子融資 概要>

項目	内容
利子補給総額	15 億円
対象企業	平成 20 年 (2008 年) を基準年とし、以下のいずれかの誓約を行う環境配慮企業 ・ 融資開始日から 3 年以内にCO ₂ 排出原単位 6%改善又はCO ₂ 排出量 6%削減 ・ 融資開始日から 5 年以内にCO ₂ 排出原単位 10%改善又はCO ₂ 排出量 10%削減
融資条件	①貸付の形式： 証書貸付 ②利払方法： 原則として 6 か月ごとの後払い ③利率の条件： 利子補給期間中は固定利率とする ④融資の開始： 融資は平成 22 年 9 月 30 日までに開始すること ⑤その他： 会計検査院等の求めがある場合は、対象企業の審査等の執行に関する資料を提出すること
資金用途	地球温暖化対策に係る設備投資
利子補給対象 融資限度額	30 億円/件 (基金の執行状況に応じて変更することがあります)
利子補給率 上限	3% (無利子を上限)
利子補給期間	借入れ開始日から 3 年以内 (貸付の返還期限を上限)